

むすび

「古来の国制」論とイギリス政治の伝統

本稿ではこれまで、イギリス立憲主義の源流を形成した一七世紀前半期の「古来の国制」論とそれを支えた当時の古典的コモン・ロー理論の政治言説を分析し、その政治的思考様式と政治的レトリックについて考察を進めてきた。ここでは最後に、こうした本稿の考察をもとに、以下四つの論点に即して、若干の総括を試みておきたい。すなわち、第一に、「古来の国制」論という政治言語の性格について、第二に、修正主義およびネオ・ウィッグ主義の研究史を考慮しながら、庶民院コモン・ローヤーの「古来の国制」論とステュアート王権の統治理念との関係について、第三に、政治思想としてのコモン・ロー理論の思想的意義と射程について、第四に、一七世紀全体の歴史像について、若干のコメントを施し、本稿のむすびにかえたい。

まずは「古来の国制」論の思考様式と強調点について改めて確認しておこう。コモン・ローの本質とは、慣習にそなわる歴史的な「時の検証」に基づく「形式」(form)「と、自然法・神法に合致した「理性」という「根拠」(ground)「と、この密接な併存にこそあった。ヘドレイが、「コモン・ローの根拠と形式、それはすなわち理性と時である」と端的に述べている通りである。つまり、「コモン・ローの正当性の「根拠」とな

るのは「理性」であり、そしてその法の具体的内実として諸々の「形式」を与えるのが「時」なのである。そして「時」によって付与された具体的な法の「形式」は、それ自体、当該のネーションの「状況」下においてまさに「合理的なもの」としてみなされうるものなのであった。こうした意味から言えば、重要なのは、抽象的・普遍的な近代の啓蒙的理性とは異なつて、およそ人間行為に深く関わりを持つ政治社会の、あるいは「政治的なもの」の合理性には、本来、多様な形式が存在しうるのだと認識されている点であろう。コモン・ローの思考様式の構成に従えば、「理性」に適っていることが、法の「根拠」をなし、同時に当該の場所の具体的「状況」に適った形で、合理的な法の「形式」を提供するのが、「時」、あるいは時の試練を経た「慣習」なのであった。それは別の観点からいえば、人間社会に不可避の偶因的な歴史形成を前提にしつつ、それをいかにして合理的なもの、の大系のなかで概念化するかという思考の現れであったと解することもできよう。

またこのことを法共同体ないし政治共同体における「権威」という観点から考えた場合、われわれは、この慣習のリアリズムと神法・自然法の超越的規範との機能的結合のなかに、すでにフォーテスキューにおいて確認されたのと同様、法的・政治的権威の起源ないし源泉と、具体的な執行様式とを区別する論理を確認することができると言えるかもしれない。法的・政治的権威の起源となるのは、究極的には「神法」や「自然法」の理性に基づくものであったとしても、統治における

実際の様式と執行については、時の試練を経た合理的な「慣習」が担うものとされていたのである。そしてこの統治の執行様式を担う「慣習」は、「モモンウェルスおよび人民の共通善にとって」「有益で必要なもの」か否かという基準に従って、幾多の時代の叡智によって合理的に判断されてきたものの歴史的な集積であり、それ自身が理性の完成としてみなされていたのであった。こうした意味から言えば、イングランドのコンスティテューションナリズムにおいては、合理的なものを神法や自然法から一義的・抽象的に導出するのではなく、時と経験に基づいて合理的なものを思考することによって、政治的合理性の自律性とその固有の論理が成立していたのだと見ることもできよう。

いずれにせよ、「慣習」と「理性」との連関をつぶさに見ていく時、イングランドの法は、それが単に「旧きもの」であるがゆえに良き法とされたのではなく、それが「合理的なもの」であるがゆえに良き法として考えられていたことは間違いない。つまり、イングランドの法と国制における「古来性(Antiquity)」「主張とは」「合理性(reasonableness)」の主張にほかならなかった点については、あらゆる「モン・ローヤー」として共通の前提となっていたといつてよい。「古来の国制」論とは、言ってみれば、この合理性獲得のための説明様式、さらにいえば政治的レトリックにほかならなかった。つまり「慣習」とその古来よりの「継承性」のなかに「時の検証」を想定し、そこで獲得された「合理性」こそが、じつに法と国制の正当化を果たすものとされたの

であった。「合理的なもの」は、他のなんらかそれ以上の基礎付けを必要とすることなく、それ自体、自己充足的なオーソリティーとなりうるものであった。そして他方、「慣習」は、そこに「時の検証」という觀念を導入することにより、「なにが具体的に合理的なものであるのか」、その内実を付与しつつ合理性を導き出すための觀念であったといつてよい。

このように考えたとき、「古来の国制(Ancient Constitution)」という語は、非常に誤解を招きやすい表現であるといわねばならない。それは必ずしも、過去のある特定の時代にかつて存在していた国制として固定的に捉えられるものではない。また単に「旧き時代」のなかに、完成された理想の国制を想定し、そこにいわゆる「自由の黄金期」を見ようとする觀念でもない。こうした觀念は、一七世紀のコモン・ローヤーたちが展開した言説を子細にたどってみるならば、かれらが実際に考えていた觀念とは異なっていることに気づくであろう。そこにおいて、

Ancient とは、単に時間的な「過去」を意味することとまらない。むしろそれは、「現在」の法の究極的な根拠としての **Nature** を意味する、あるいはそれを導き出すためのものであるといつてよい。「古来のもの」とは、まさに「本来のもの」「根源的なもの」「自然的なるもの」を意味し、根源的な価値としての「自然」を歴史のなかから導き出すレトリックにほかならなかった。この点は、たとえば一六一一年議會でのジェームズ・ホワイトロックの言葉のなかにも明確に読み取ることがで

きよ。すなわち、「王国の基本法 (the fundamental law)」となる古来の国制とは、かれにとってはまさしく「この王国の政体の「自然本来の枠組みと国制 (the natural frame and constitution)」 (強調は筆者)との理解に立って言及されていた²。このように、Ancient Constitution の政治言説の核心にあるのは、「過去」の国制の正当性にたいする主張というよりも、むしろその連続性に立つところのあくまでも「現在」の国制の自然本来性にたいする主張であったことは指摘されてよいだろう。かりに、このように「現在」の法が「自然」に適ったものであることの説明として、超記憶的な古来よりの継承性という「時」の観念が設定されているのだと理解するならば、「モン・ローの政治イデオロギーの機能の核心は、まさにこの「時」という観念あるいは政治的レトリックの巧みな解釈のなかにこそあるのだと言つてよいだろう。このように「古来の国制」論において問題となっているのは、決して「過去」の国制なのではなく、一七世紀イングランドの国制にほかならなかった。「古来の国制」論の思考様式とは言つてみれば、「過去」と「現在」とを連関させて思考することにより、政治社会の望ましき方向づけとして構想された法と国制の正当性を説明しようとする政治的レトリックとしての言説であった。そこでの思考作業の本領は、なにゆえにイングランドの法と国制が「合理的」なのか、この説明を可能とするような形で、「過去」と「現在」とを一箇の歴史的連関のなかで結びつけるところにあったといつてよい。それゆえ、「古来の国制」論の政治言

説ないし政治言語とは、まさしく 現在 に立って 解釈された政治的伝統 の意味において理解される。それは、過去の古き伝統の再生という思考をとりながら、実際には新たな政治秩序を紡ぎ出していったという点で、過去との一定の連続性に立つたイギリス流の 近代的 な国制と法の観念を生み出していったのであると考えられよう。

次に、このようなモン・ローヤーの「古来の国制」論とジェームズ一世の統治理念との関係について触れておこう。国王が本来的には法の上に立ち、法の源泉たる立法者であることを自負するジェームズの神授権の論理は、基本的にはモン・ローヤーの「古来の国制」論と原理的に異質のものであり、明らかに対立的性格のものである。もとより、ジェームズは、国内の統治政策において神授権論の論理に直接アピールしたわけでは必ずしもなく、あくまで国王の慈悲に発するという限定ながら、「法に遵う良き君主」という理念の下、平時には法に遵うことを承認していた。その限りにおいて、少なくとも実践的には王権と議会とのあいだの衝突は回避可能であったといえるかもしれない。この点において、ジェームズ治世は、親政政治へと突き進んでいったチャールズ一世の治世とは明らかに一線を画していると言わねばならない。とはいえ、このことは、修正主義者が描くように、王権と議会がモン・ローに基づく一定の政治的観念を共有し合い、ジャコビアン時代がコンセンサスと調和の時代であったことを直ちに意味するものではない。かりに修正

主義者がいうように、ジェームズの神授権的な理念がローマ教皇に対するアンチ・テーゼとしての側面をもつことを考慮し、かつそれが国内にはあくまで権威の正統性を擁護するための限定的な目的の言説であり、実際の政治においてジェームズが重視したのは、法に従う通常の統治と非常時の国王大権という、すでにテューダー期から見られた伝統的観念であつたでしょう。実際、たしかにジェームズとコモン・ローヤーとの間には、法と議会の手続に従つた通常の統治形態と、単独の国王に属する「国王大権」の統治という、この議論の枠組みそのものについては共通の認識が存在していたといつてよい。しかしながら、その国王大権の由来する権威の性格について両者が原理的にまったく異なる論拠を示していたことは言うまでもなく、現実政治のうえでしばしば論争の種となつていたように、国王大権に属する事項の範囲についても大きな意見の違いが見られた。さらに国王大権の最も核となる部分である宣戦講和や軍事上の展開についても、戦時とは具体的にどのような状況であるかの定義や、誰がそれを判断するのか、また何に基づいて判断するのか、といった重要な論点において両者の見解はまったく相容れなかつた。非常時の国王大権を公共善の必要性に基づく自然法の命令に由来させ、絶対的権力として把握するジェームズおよび絶対主義的見地にたつ聖職者やローマ法学者の観念と、戦時の国王大権をも含めて、コモン・ローの摂理と議会の審議による二重のコントロールを可能な限り追求していたコモン・ローヤーの国制論とは、本稿でくり返し確認してきたように、水

と油のごとく決定的に対立していたのである。それゆえ、両者が表面的には共通の枠組みに立脚していたとしても、それをもつて両者の間にコンセンサスと調和が存在していたと結論づける修正主義者の認識は到底、首肯し得ない。つまり、共有した理念的枠組についての解釈上の論争が、現実政治において抜き差しならない喫緊の課題となり得るからである。もとより、共通の枠組が限定的であれ存在し、その上に立つた解釈上の論争が繰り広げられたという意味で、そこでの対立は、政治的アーナの存在を前提としており、体制の原理的な否定や他者性の完全な排除という次元での対立を意味するものではない。したがって、かつてのウィッグ史観およびその延長線上に立つた研究が伝統的に踏襲してきたような見解が想定していたように、ジェームズ治世期の対立が、後の四年代の体制の破綻を意味する内乱へとつながる必然性はないといえよう。今日、こうした合目的かつ必然的な歴史観が採用されないことは言うまでもないが、しかし同時にジェームズ治世期はコンセンサスと調和の時代と呼べるものでもない。そうした歴史認識は、当時の史料をつぶさに管見したとき、歴史像として適合的なものであるとは思えない。史料を通じて浮かび上がってくる時代の全体像とは、政治的アーナが両者の妥協において辛うじて維持されながら、ジェームズの統治政策による既存の体制のゆらぎと、コモン・ローヤーによる伝統の解釈を通じた新たな創造が生まれた時代像である。ジェームズとコモン・ローヤーとの間には、国制と統治をめぐる先鋭的な対立が存在し、そこでコモン・

ローヤーによって展開されたさまざまな議論こそが、四 年代、王政復古期、そして名譽革命体制において受容された国制論の祖型を生み出したのである。

続いて、「コモン・ロー」という政治言説のもつ意義ないし射程について、若干のコメントを試みておこう。すでに見たように、イギリス立憲主義の形成は、資格ある立法者の制定行為の事実にもとづく実定法ではなく、「コモン・ロー」というすぐれて規範的な法、すなわち、*^ law*としての法を基礎として展開されたものであった。ここにイギリス特有の「法の支配」の原理に立った立憲主義の特徴がある。本稿ではこうした「コモン・ロー」の言説のなかに見られる政治言語としての思考様式を確認することによって、「コモン・ロー」支配の立憲君主制という国制モデルの様相を検討してきたが、ここでは最後に、「慣習」と「理性」を基軸とした「コモン・ロー」理論の政治的思考様式について、厳密な歴史的検証という意図からは少し距離を採りつつ、その論理構造という観点からその意義をいくらか確認してみよう。すでに見てきたように、イングランドの法を「古来の慣習」という位相から捉えるならば、それは言いつまでもなく「歴史の領域に属するものであり、他方、自然法・神法の「理性」という位相から把握するならば、それはいわば「存在論」の領域に属するものとみなされよう。「慣習」とは歴史的生成のなかにあって、「変化」をその本性とするのに対し、自然法・神法の「理性」とは本来、「不変」のもの

である。この本来、相対立するふたつの観念がともにコモン・ローの構成要素として機能的に結合しているところにイングランドのコンステイション・ヨナリズムの特徴が存在した。そして、この「歴史」と「存在論」との結びつき、あるいは「変化」を本性とする「慣習」と、「不変」の定理としての「理性」の結合、この一見、両立しがたいふたつの観念を媒介する形で機能しているのが、「時」であり、「時の叡智による検証」という観念ないしレトリックであった。この意味で、「時」の観念とは、「歴史」と「理性」というこのふたつの側面がぶつかり合う局面を和解するための機能的な概念にほかならなかった。逆の言い方をすれば、「時」の観念、あるいはそれと密接に関連した「格律」や「技巧的理性」の観念をめぐる、こうした巧みな解釈を構築しようとする努力のなかに、イングランド特有の「歴史」の観念と、この当時のヨーロッパに広く普及していた人文主義の「理性」の観念という、ふたつの系譜を切り結ぶ知的営為が集約的に現れていると見ることもできよう。

「慣習」は、当該の地域の構成主体から相互主観的に受容され、準拠され、ひいては法的効力を獲得することが可能になるとされる。それは特殊イングランドのものであり、イングランドという個別の場所において妥当性を有するものにほかならない。こうした「歴史」に基づいた政治言語は、イングランドの過去と現在とを結び「伝統」と呼ぶに相応しく、政治社会の方向づけを導く一つの特殊な個別の「物語」として、「閉じた体系」にあるものとみなしえよう。この意味から言えば当然、本稿

で先に取り上げたよつなさまさまな 自由 Liberty の概念も、そもそも一定の歴史的・文化的な伝統を背景とした 共同性 を前提として成立している点に注意すべきであろう。 *sensus communis* (共通感覚 common sense) の *communis* とは、本来、共同体 を示唆した言葉であり、その意味で 共通感覚 とは、一定の共同体において慣習により相互主観的に共有された 感覚 のことにほかならなかった(そこには相互に他者との間に潜在的な合意の存在が前提とされているといつてよい)。先の「自由」概念が、一方でイングランド臣民の古来よりの自由として言及されるゆえんである。

しかし同時に他方で、前述の後者の 存在論 という位相で見ると、*「コモン・ロー」*および臣民の自由も、必ずしも特殊イングランドの伝統のなかに解消されてしまつわけではない。イングランドのこの時代の *「コモン・ロー」*の思考は、「時の叡智による検証」を経て獲得した合理性による「自然法」「神法」との一致(ないしは近似)を前提としつつ、そこに「一般性」「普遍性」を追求しようとするものでもあった。少なくとも形式的には、そこに究極的な「法の根拠」を求めようとしていた。このように *「コモン・ロー」*は、歴史的・伝統的な「正当化の形式」と同時に、究極的には神法・自然法という存在論的・理性的な「正当化の形式」により支えられているものとして見なすことができるであろう。こつして *「コモン・ロー」*は、その本性上、神法・自然法に依拠したある種の「道徳的規範」としての特徴をも必然的に併せ持つことになるのである。

以上のような「一般性」と「合理性」のゆえに、イングランドの *「コモン・ロー」*は、あらゆる人間、あらゆるネーションに共通する「普遍的なるもの」としていわば「開かれた体系」にあるものとしても位置づけられるのである。先の「自由(Liberty)」の問題も、こつした側面から見れば、単に特殊イングランドの伝統に根ざした「自由」として片づけられることのできない特性をその内に含んでいると言わざるをえないのであって、「イングランドの自由」は、特殊イングランドの「自由」であると同時に、その「慣習的」側面を越え、あらゆる人間にもおよぶ合理的な一般性を備えた「抽象的」性質をも併せ持つ、あるいは少なくともそれを追求していこつとする姿勢を、一方において明確に有していたのである。

*「コモン・ロー」*の政治的思考様式のなかには、本質的に、一方においては慣習に根差した「閉じる」契機の思考が存在し、同時に他方では合理性に根差した「開く」契機の思考が存在しており、これらふたつの思考上の契機は、併存あるいは緊張の関係性に立っている。そして、*「コモン・ロー」*思想のなかにおいてこのような両方の契機を媒介するものとして機能しているのが、まさに「時」の形式にほかならなかったのである。それゆえ、*「コモン・ロー」*でいう「時」の概念とは、けつして「慣習」と同義ではない。むしろ慣習のなかに成立可能な合理性と密接に関連した概念にほかならなかった。それゆえに、イングランドの慣習は、「記憶を越えた」過去からの時間を経過することにより、合理性を獲得し、そ

してその時間性が「記憶を越えた」ほどの時であるがゆえに、その洗練され高められた合理性は、まさに神法、自然法にまで一致しないしは近似しうるものと前提されるのである。ここにいたって、それはもはや特殊イングランドの法であると同時に、それを越えた普遍性を持ちうるものとして主張されていく。ここに見られるように、この時期のコモン・ローには、実態的には、イングランドといういわば「島国のもの」としての法が、「特定の時間と場所を超越した」性質を求めていくという傾向があつたのだと指摘することができるであろう。こうした特徴は、すでに示したように、「コモン」という言葉のなかに集約的に現れていた。こうしたコモン・ローヤーの思考のなかに確認される、特定の伝統ないし物語へと「閉じていく」「契機を持つ」「慣習」に根差した思考と、一般性・普遍性を志向しつつ「開いていく」「契機を持つ」「理性」に根差した思考との併存は、イングランドのコンステイションナリズムにおいて発現するコンサーバティズムとラディカリズムとの併存と密接に関連しているものと思われる。絶対主義の王権への対抗という前期ステュアート期の情況局面にあつては、イングランドの伝統あるいは慣習は、より開かれた普遍的な規範性を持つべきものとして定礎され、そこにはラディカリズムの作用が前景に現れて来ることになった。しかし同時に、内乱期において自然法思想の洗礼を政治社会が現実経験した時、それは慣習の持つリアリズムの世界のまさしく「保守」へと向かうこととなる。そこでは、あくまでも所与の伝統とその継続性を重視したコンサー

バティズムの思考様式が前面に立ち現れてくることとなる。

また、個別具体的な思考と、一般性・合理性を追求する思考の併存という、こうした思惟様式は、「観念」と「現実」という関係に即して言えば、イングランドという国の歴史状況に対応した側面を多分に有しているとも言えよう。つまり、「コモン」という言葉が、「観念」のレベルで、かようなまでに強調され、多用されるという背景には、イングランドがその歴史的経緯によって抱えていた多様性・差異という「現実」があつたからにはほかならない。ブリトン、サクソン、ローマ、デン、ノルマンといったさまざまな民族が征服をくり返してきた歴史的経緯と、それに関連して「マナ」ごとの個別の慣習の存在、まさにこうした多様性と差異を克服し、ネーションとしての統一をつくり上げ、維持するためには、慣習は単なる慣習であつてはならず、そこには一定の合理性と一般性が要請されねばならなかったのである。こうしたイングランドが抱える歴史的課題に対応するものとして、すでに示したように、「コモン」という言葉の多義的な解釈の成立があつたのである。それゆえ、イングランドのコンステイションナリズムの特徴を読み解く際、この「コモン」という言葉に込められた微妙な意味合いに照準を当てる必要がある。すなわち、いま確認したような、慣習と理性とが織りなす機能的結合という思想的位相や、またイングランドがその歴史的現実のなかで多様な差異を抱えていたという歴史的位相は、まさにこの「コモン」という言葉の用法のなかに集約的に反映・刻印されているのだと

いつてよい。

いずれにせよ、このような多様性を抱えたイングランドの歴史的位相から考える時、イングランドの慣習としての「コモン・ロー」も、必ずしも「同質の共同性」を前提にして成立してきたわけではないという点が改めて指摘されるべきであろう。むしろそれは、多様な「差異」という歴史的現実への対応として、解釈的営為を通じて、常に「構想された (imagined)」ものとしての側面があることを見落としてはならない。

たとえば、フランス革命に直面して、いわゆる *British Constitution* の卓越性を最も熱烈に擁護したバークが、実はアイルランドの出身であり (アングロ・アイリッシュ)、言ってみれば英国の「周縁」に位置するいわばアウト・サイダーであった点に注目すべきであろう。 *British Constitution* とは、単なるイングランドの慣習的伝統に支えられたもの

ではなく、個別の慣習を越えたところに定立された国制にほかならなかつたのである。また同じく、本稿でわれわれがしばしば引証してきた当時の代表的なコモン・ローヤーの一人であったジョン・グランヴィルが、庶民院の特権委員会において「平民一般」に属する広範な選挙権の自由を擁護するにあたって、それを「一般的 (general) 自由」の名の下に王国共通の権利として捉えることによって、個別の慣習を越えたところにそれを定立させようとしていた点が、まさに先の多様な差異という現実への対応であったと確認されてよいであろう。こうした「一般性」の追求を究極的に支える形で位置を占めているのが、「時」を媒介とした「神

法」「自然法」に準じるとされた「合理性」の観念であった。それゆえに、「コモン・ロー」あるいはそこに定礎された「自由」の問題は、単なる法律としての効力の問題にはとどまりえず、「道徳的規範」としての特性を本質的に帯びることもなるのである。それは、共同体の共通規則たる「掟 (*lex*)」と、普遍的な規範たる「法 (*jus*)」の一致ないし近似を志向する法観念のあり方として、われわれが確認してきたところであった。こうしたことのゆえに、グランヴィルは、選挙権を定義した同じ文脈でまさに「公平さ」を強調するのであって、それは単なる法律上の公平さに留まるものではなく、ある種の道徳的規範としての色彩を根底に帯びた正義の観念を前提にしていたと解されよう。

しかし他方でまた重要なのは、自然法にせよ神法にせよこうした存在論の超越的原理が、人間の実践的活動の領域において、とりわけ人間相互間の関係性において、ただちに行為の原理とされたわけではないという点であろう。そこにおいてある種の合理性を担保していたのは、歴史性あるいは伝統に根ざした共同体の共通感覚にほかならなかった。したがって、ここでいう合理性は、かりに自然法、神法という「普遍的なもの」との協働が前提とされているにしても、あくまでも「具体的な」所与の歴史的・文化的状況をはなれて妥当性を持ちうるものではない。したがって、政治社会的な「合理性」とは、すなわち当該の政治共同体において何が政治的に合理的なものであるかは、多様な様式において本来、存在しうるのだという前提が一方で自覚されていたことが指摘されねば

ならないであろう。そうした思考様式は、今日、とりわけ「政治的なもの」の領域における合理性を考える上で、一定の示唆を与える可能性を持つものとも見ることもできるであろう。イングランドの政治的伝統にあつては、時の試練を受けた「慣習」というエレメントのなかに政治的合理性の多様な形式を担わせ、そしてそこにこそ、一方で神法や自然法の理性に政治的なものの「権威」を究極的には置きつつも、それとは相対的に自律した政治固有の論理の地平が成立していたのだとみなすことができよう。

いずれにせよここには、「異質なもの」が「共同性」と繋がりをたのめ形式が模索されていたことが指摘されてよいであろう。本稿でわれわれが確認してきたように、「解釈」を通じたある種の「意味形成」の作用による「共同性」と、多様な「差異」を前提とした現実、これら二つの政治社会的な併存という問題を、政治的アリーナの可能性のひとつとして見ていくことはあながち的外れではないであろう。このようにコモン・ローという法的営為は、単なる法律論の問題ではありえず、まさにイングランドの政治社会と政治過程を特徴づける重要なかつ主要な「政治原理」の一つであつたと見なさねばならないのである。したがって、本稿における考察の対象と問題構成も、決して当時の法律の個別の解釈にあつたのではなく、「古来の国制」論あるいは「コモン・ロー理論を支持しているところの思考様式」の分析にあつたわけである。当時の庶民院「コモン・ローヤー」が展開した「古来の国制」論ないし「コモン・ロー理論は、

同時代の政治的行為を導いていたという点でイデオロギー的性格をもつずぐれて「政治的なもの」であつた。本稿の考察が企図したのは、法意識あるいは法文化の歴史的考察を通じて、イングランド特有の「政治的伝統」の知的源流を扱おうとしたものであることを改めて確認しておきたい。

最後に、本稿の考察をもとにしつつ、イギリス近代の端緒となつた一七世紀全体を、筆者なりに総括しておきたい。イングランドの政治制度は、一七世紀のおよそ一世紀を通じて、近代的様式へと大きく変貌していく。それは本稿でこれまで見てきた通り、立憲主義と議会主義と古典的自由主義とが相互に内的に連関し合った新たな国制の確立を意味する。ジェイムズ一世の即位によって、前期ステュアート朝が開始されると、絶対主義王権への対抗イデオロギーとして、伝統に立脚したイングリッシュ・コンスティテューションリズムの観念が、新たな様式の下に「コモン・ローヤー」によって再構成されていく。かれら「コモン・ローヤー」たちは、ジョン・フォーテスキューが提示したところの、古来の慣習に定礎された「政治的かつ王権的統治」(*regimen politicum et regale*)、という中世のボディ・ポリティックの観念からさらに進んで、「コモン・ロー統治の立憲君主制」の国制モデルを案出していく。なるほど、かれらの展開した「古来の国制」(Ancient Constitution)の論議は、共同体の古き良き伝統に訴える性質のものにほかならなかつた。その意味で、それは本

質的に保守主義的な思考様式に立つものである。しかしながら同時に、伝統が持つ「根源的 (radical)」なる価値を解釈原理によって新たに再構築し、もって絶対主義への抵抗イデオロギーとして機能せしめようとしたという点から言えば、このコンサーバティズムの思考様式は、同時に典型的なラディカリズムとしての特徴を帯びていたといつてよい。これらコモン・ローヤーにとつて、伝統とは「理性 (reason)」を導き出すための機能的手段であつて、「古来的なるもの (the ancient)」への問いかけは、「本来的なるもの (the radical)」の追求を意味していたといつてよい。イングランドの立憲主義、議会主義、そして古典的自由主義は、このコンサーバティズムとラディカリズムとが表裏一体の構成をなした思想的基盤のつえに形成されていくことになる。

この前期ステュアート期のイングリッシュ・コンスティテューションリズムの高揚は、内乱前夜の1640年代の長期議会において頂点を迎える。その後、内乱期における逸脱を経て、さらに四九年のコモンウェルス設立以降の「大空位期 (Interregnum)」におけるイングランド憲政史上唯一の不連続を経験し、六一年の「王政復古 (Restoration)」を迎える。ここで指摘しておくべきは、この復古体制が単にステュアート朝の再開を意味するものではなく、王権も一つの構成要素としたイングランドの伝統的国制の「回復」 (Restoration) であつて、従来理解されてきたような「反動」を直ちに意味するものではなかつたという点である。そして、ここであつた回復された伝統的国制とは、言つまでもなく

前期ステュアート期にラディカルに再編されたそれであつた。その後、

一六八〇年代に入つて、ジェームズ二世による絶対主義への「反動」期を経て、これに対する抵抗から名譽革命体制が確立するが、当時の文脈に即して言えば、この名譽革命は、近代的意味での「革命」というよりは、まさしく伝統の「回復」 (Restoration) にほかならなかつた。王政復古による回復が、ピューリタン革命期のラディカリズムからの伝統の回復を意味するものであつたとすれば、名譽革命のそれは、反動的な絶対主義からの伝統の回復 (あるいは確証) を意味するものであつた。どちらの場合にも、祖型となつたのは前期ステュアートの国制論であつた。

以上のような前期ステュアート、王政復古、名譽革命の三地点は、国制の問題に関する限り、基本的には同一線上に位置する。その意味で、一六二〇年代までに再編されたステュアート期のコンスティテューションリズムこそは、近代のイングランド国制のプロトタイプとなる重要な位置を占めている点を確認しておきたい。もとより、近代様式に立つたイングランド国制の確立は、前期ステュアート、王政復古、名譽革命という三地点からなる緩やかな稜線のなかで、そして内乱期、大空位期のリパブリカニズムの影響による変容をも含みながら、漸進的に形成されていったものであり、さらにその十分な定着のためには、世紀を超えて一八世紀を待たねばならなかつた。

いずれにせよ、こうしたコモン・ロー思想のなかで培われた政治的思考様式は、この後、名譽革命による体制決着を経て、イングランド特有

の政治的伝統の形成に貢献し、もって大陸ヨーロッパとは異なった、もうひとつのヨーロッパ近代の途とも言うべき漸進主義的・改革主義的な思考様式に大きな影響を与えていくことになるのである。

¹ E.R.Foster (ed.), *Proceedings in Parliament 1610*, 2vols, New Haven, 1966, II, p.175.

² J.R.Tanner, *Constitutional Documents of the Reign of James I, A.D.1603-1625*, Cambridge, 1952, p.260.

³ John Granville (ed.), *Reports of Certain Cases, Determined and Adjudged by the Commons in Parliament in the Twenty-first and Twenty-second Years of the Reign of King James the First*, London, 1775, p.107; R.C.Jonson, M.F.Keeler et al. eds, *Proceedings in Parliament 1628, 6vols*, New Haven, 1977-83 (The first 4 volumes are entitled *Commons Debates 1628*), II, p.430.

⁴ なお、空位期のクロムウェルを中心とした国制をめぐる政治過程については、拙稿「クロムウェルと議会 神的コモンウェルスと伝統的国制とは」まで、「田村秀夫編『クロムウェルとイギリス革命』(聖学院大学出版、一九九九年)を参照されたい。